

図書館長会議等に関する要綱

目次

- 第1章 図書館長会議（第1条－第6条）
- 第2章 委員会（第7条－第9条）
- 第3章 部会（第10条・第11条）
- 第4章 プロジェクトチーム（第12条～第16条）
- 第5章 雑則（第17条）
- 附則

第1章 図書館長会議

（設置）

第1条 図書館運営に関する方針等を円滑に調整することにより、図書館運営の効率的な執行を図るため、図書館に図書館長会議を設置する。

（主宰及び構成）

第2条 図書館長会議は、中央図書館長が主宰する。

2 図書館長会議は、中央図書館長、中央図書館管理課長及び中央図書館情報資料課長並びにみやこ図書館、花見川図書館、稲毛図書館、若葉図書館、緑図書館及び美浜図書館（以下「地区図書館」という。）の館長をもって構成する。

（開催）

第3条 図書館長会議は、原則として毎月第1木曜日に開催するものとする。

（協議事項）

第4条 図書館長会議の協議事項は、次のとおりとする。

- （1）図書館運営の基本方針に関する事項
- （2）図書館の計画策定に関する事項
- （3）図書館の計画推進に関する事項
- （4）図書館業務に関して調整を要する重要事項
- （5）図書館運営に関する情報共有事項
- （6）その他中央図書館長が必要と認めた事項

（付議手続等）

第5条 図書館長会議を構成する者が、会議に協議事項を付議しようとするときは、あらかじめ中央図書館長に通知しなければならない。

2 中央図書館長は、必要と認めるときは、関係職員を出席させることができる。

（庶務）

第6条 図書館長会議の庶務は、中央図書館管理課及び地区図書館において処理する。

第2章 委員会

（委員会）

第7条 図書館長会議に別表第1に定める委員会（以下「委員会」という。）を置き、その協議事項は、同表の定めるところによる。

2 委員会は、中央図書館長及び地区図書館の館長が指定する者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、中央図書館長が指定する。

（報告）

第8条 委員長は、委員会の協議結果を、原則、図書館長会議に報告しなければならない。

2 図書館連絡調整委員会の委員長は、第10条に定める部会の部会長からの報告を、原則、図書館長会議に報告しなければならない。

（図書館長会議への付議）

第9条 委員会の委員長は、図書館長会議に付議する事案があるときは、あらかじめ中央図書館長に通知してこれを行う。

第3章 部会

（部会）

第10条 図書館連絡調整委員会に付議する事案について協議するため、別表第2に定める部会（以下「部会」という。）を置き、その協議事項は同表の定めるところによる。

2 部会は、中央図書館長及び地区図書館の館長が指定する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、中央図書館長が指定する。

（報告）

第11条 部会長は、部会の協議結果を、図書館連絡調整委員会に報告しなければならない。

第4章 プロジェクトチーム

（プロジェクトチーム）

第12条 中央図書館長は、第4条に定める協議事項のうち、特に重要な事項で効果的に課題解決を図る必要があると認めるときは、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

2 PTは、中央図書館長及び地区図書館の館長が指定する者をもって組織する。

3 PTにリーダー及びサブリーダーを置く。

4 リーダー及びサブリーダーは、中央図書館長が指定する。

（報告）

第13条 リーダーは、PTの協議結果を、図書館長会議に報告しなければならない。

（図書館長会議への付議）

第14条 PTのリーダーは、図書館長会議に付議する事案があるときは、あらかじめ中央図書館長に通知してこれを行う。

（連携）

第15条 PTは、委員会及び部会と十分な連携を図る。

（解散）

第 16 条 中央図書館長は、PT の設置目的が達成されたと認めたときは、当該 PT の解散を命ずるものとする。

第 5 章 雑則

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、各会議の運営に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

委員会名	協議事項
副館長等検討委員会	図書館の体制、制度及び事業の検討に関すること。
図書館連絡調整委員会	図書館業務に関する図書館間の調整、成人向けサービス及び部会に属さない事項に関すること。

別表第 2

部会名	協議事項
児童青少年サービス部会	児童サービスの向上に関する図書館間の連絡調整及び職員等の研修に関すること。
地域・行政資料サービス部会	地域・行政資料サービスの向上に関する図書館間の連絡調整に関すること。
障害者サービス部会	障害者サービスの向上に関する図書館間の連絡調整及び職員及び音訳協力者等の研修に関すること。
図書館システム部会	図書館システムに関する図書館間の連絡調整に関すること。
広報部会	千葉市図書館の広報に関する図書館間の連絡調整、図書館だよりの編集・発行、ホームページ及び SNS（ソーシャルネットワークサービス）の充実にに関すること。